

広島県告示第六百八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島市立広島市民病院	広島市中区基町七番三三 号	平成二十七年七月八日	更新
五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目 九五番地	平成二十七年七月八日	更新
医療法人静悠会 コム・クリニック佐藤	福山市引野町二丁目二〇 番一七号	平成二十七年七月八日	更新
中村整形外科	福山市南蔵王町二丁目四 番一一号	平成二十七年七月八日	更新